

# 昭和48年・49年度ハクチョウ類へい死体 検査成績（中間報告）

北海道立衛生研究所

この資料のうち付表1, 2, 3については「日本の白鳥/63」に一部掲載してある。その後さらに中間報告資料として、くわしい成績が追補された。

概報資料の追補部分は省略し、新らしく発表されたものだけ紹介する。

## ハクチョウ類死体の検査結果について

北海道立衛生研究所

衛生動物科長 服部 睦 作(会員)

ご送付いただきましたハクチョウ類死体についての諸検査は、諸般の事情によりすべては終了致しておりませんので、現在までに判明致した分のみについて取りまとめ同封致しました。総合的な論議は、全検査終了後、学会誌等に発表の上、行ないたいと考えております。従って中間報告ということでご覧いただきたいと思います。

野鳥についてのこの種の調査は、わが国では極めて乏しく、たとえば、分析等における個々の数値の意義につきましても、どの範囲までが正常か、あるいは異常かという判断も致しかねる状態にあります。

寄生虫、真菌類につきましても、わが国での発表、記載は皆無に等しく、新記録種、新種の可能性をもつものが多々あり、検討に時間を要しております。死体材料からの検査では、どうしても検査項目に制限を生ずるため、死因の究明を即座に行なうことは、極めて困難な状況にあります。とは申せ、このようにして得られた資料は将来への基礎データとして大変意義あるものとなることは疑いないことでもあります。

野生鳥獣に対する価値観として、生体について高く認められ、その結果保護事業等も積極的に行なわれておりますが、死体については、依然として感情論的処置すなわち埋没、焼却、はく製等を希う気持ちが根強く残っております。死体は生への阻害因子を含んだ、貴重な資料であるといえます。解剖その他は一見残酷に見えるかもしれませんが、又、死んでしまえば保護とは無関係とあるいは考えるかもしれません。しかし、一枚の羽毛、一片の肉塊の中に、彼らの生命を守るカギがかくされているかもしれないのです。一個体が滅んでも種が滅びることにはなりません。新たな生が、その死を基としているからだと考えたいのであります。

野生鳥獣についての調査研究方法として、一調査のための捕獲、捕殺は積極的に行なうべきでない、とわれわれは考えております。むしろ調査、研究を行ない得るチャンスを見出すことに努力し、そのチャンスを100%生かすことに積極的でありたい、と考えているのであります。

美しく羽ばたき、優雅に群れるハクチョウ類はもちろん貴重なものでありますが、同時にその死体も貴重なわれわれの財産であるとの認識を強くお持ちいただきたいのであります。

野生鳥獣の調査研究は地道なものでなければなりません。コツコツと積み重ねたデータから、はじめてやっと一つの結論を見出すこともあるのであります。そして、それが幾百、幾千の野生を守り、ひいてはわれわれの生活を守ることに繋がって行くのであります。わが研究所の職務とのかかわりもその辺にあるのであります。

今後の調査研究の進展のため、引き続きご協力をお願い致したく存じます。

以 上

付表 4 羽毛中の総水銀検査 (検査未了につき一部を記載)

地 区	個体番号	総水銀 ppm	地 区	個体番号	総水銀 ppm
C-2	1 幼 ♀	1.20	D-2	4 成 ♂	1.96
	2 成 ♀	0.29		5 幼 —	0.14
	4 幼 ♀	0.11		6 幼 —	0.09
	5 幼 ♂	0.33	D-3	2 成 ♂	0.34
D-1	1 幼 ♀	0.06	3 成 ♀	0.28	
	2 幼 ♀	0.14	4 成 ♀	0.28	
	3 幼 ♂	0.20	5 成 ♀	0.17	
	4 幼 ♀	0.12	6 成 ♂	0.09	
	5 幼 ♂	0.03	7 成 —	0.23	
	6 幼 ♂	0.03	F-1	3 成 ♀	0.09
	7 幼 ♂	0.03	4 成 ♀	0.15	
	8 成 ♂	0.26	5 成 ♀	0.54	
	9 成 —	0.17	6 成 ♂	0.09	
	10 成 —	0.08	7 成 ♂	0.16	
D-2	1 成 ♀	0.37	8 成 ♂	0.34	
	2 成 ♀	0.23	9 成 ♂	0.10	
	3 成 ♀	0.42	参考(道内カラス 51羽平均)	2.51	

脳内総水銀検査成績 (一部)

地 区	個体番号	総水銀 ppm
D-1	9 成	0.004
	10 成	0.022
D-2	5 幼	0.004
	6 幼	0.006
D-3	6 幼	0.004
	7 成	0.004
参考(道内カラス 71羽平均)		0.14

付表5 ハクチヨウ死体体重別一覧

		幼	鳥				
3.95	♀	D-1-4	2月	4.69	♀	D-2-1	2月 寄生虫
4.05	♀	C-2-4	3月	4.90	♀	F-1-2	12月 保護
4.10	♂	D-1-6	2月	4.97	♀	D-2-3	3月
4.10	♂	D-1-7	2月	5.10	♀	F-1-5	3月 保護
4.30	—	D-2-5	2月	5.12	♀	C-2-2	1月 食害
4.48	♂	D-1-5	2月	5.12	♂	D-2-4	3月
5.00	♂	D-2-6	3月	6.05	—	D-3-7	3月 保護
5.04	♀	C-2-1	1月	6.30	♂	F-1-7	3月
5.14	♂	D-1-3	1月	6.50	♂	F-1-6	3月
5.50	♀	D-1-2	1月	6.55	♀	D-2-2	2月
5.80	♀	D-3-6	2月	6.80	♀	D-3-4	2月 魚
6.55	♂	C-2-3	2月	6.95	♀	D-3-5	2月
7.00	♀	D-1-1	1月	7.00	♀	D-3-3	2月
7.20	—	F-1-1	11月	8.20	♂	D-3-2	1月 事故
7.21	♂	C-2-5	3月	8.55	♀	F-1-4	2月
				9.05	♂	D-1-8	2月
				9.35	♀	F-1-3	1月
				9.74	—	D-1-10	2月 事故
				9.90	♂	F-1-9	4月 保護
				10.45	—	D-1-9	2月 事故
				13.50	♂	F-1-8	2月 事故